

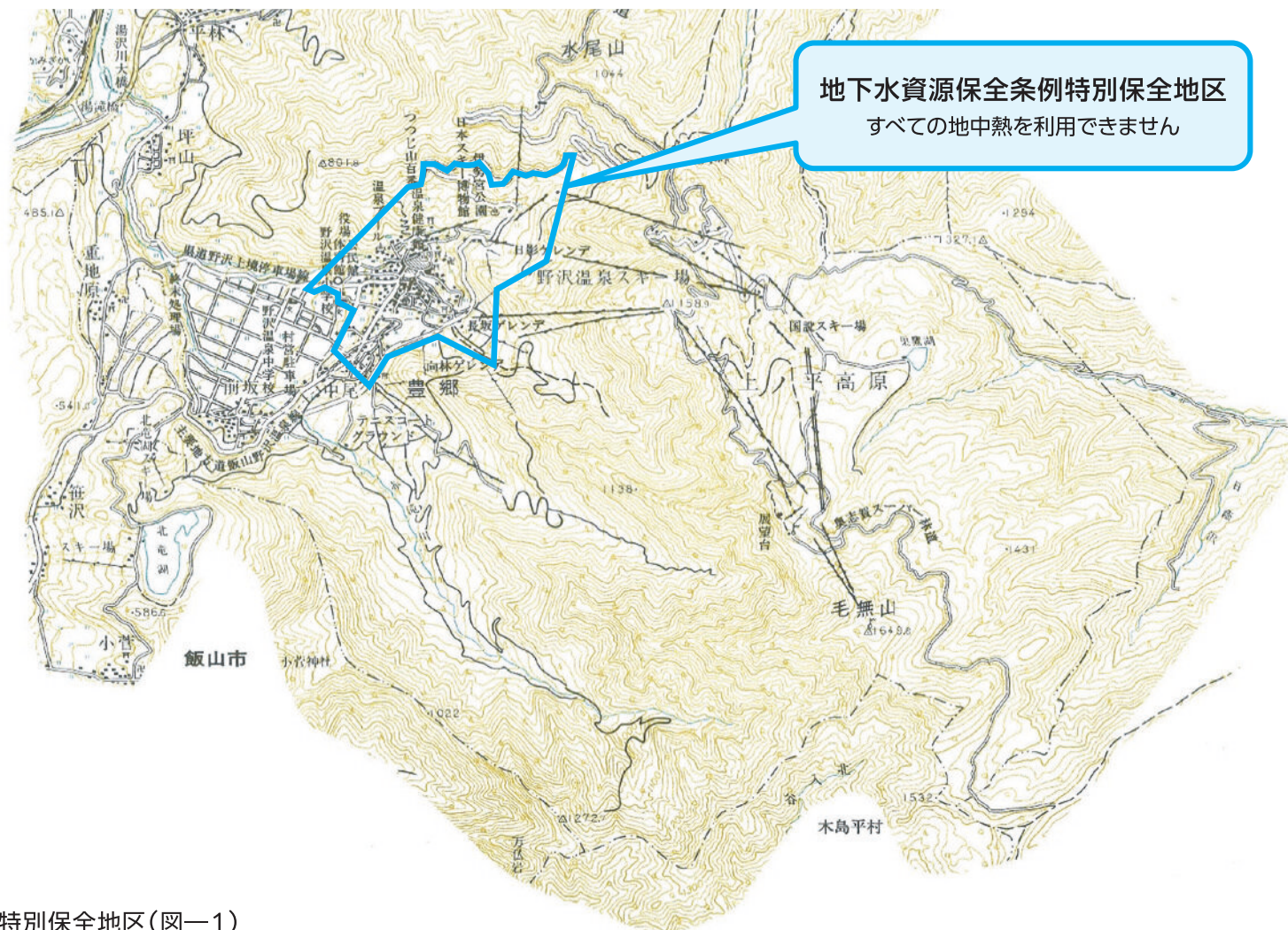
野沢温泉村地中熱利用条例が制定されました

地中熱は、再生可能エネルギーとして地球環境にやさしく、有効に活用したいエネルギーの一つです。一方で、ここで暮らす我々にとって温泉や地下水は何物にも代え難い大切な宝物です。地中熱を利用することは、温泉や地下水にどのように影響をもたらすか、計り知れません。

この大切な温泉・地下水を守り、暮らしを守るため、地中熱の利用に関する決まりを条例として決めました。条例の施行日は令和6年4月1日です。

1 地中熱利用の承認基準

- ①野沢温泉村地下水資源保全条例で定められている「特別保全地区」（図一1）ではすべての方式による地中熱を利用することができません。
- ②「特別保全地区」を除く村内全域において地下水を揚水する「オープンループ方式」（図一2②）での地中熱は利用できません。
- ③地中熱の利用方法は、「クローズドループ方式」（図一2①）とし、地中熱交換器の深度は地下水面以浅でなくてはなりません。
- ④地中熱を利用する際は、事前に実施場所の地質調査及び申請書の提出を行い、村長の承認を得ることが必要です。（申請の内容は右面を参照してください。）



特別保全地区(図一1)

名称	ヒートポンプ(クローズドループ)	ヒートポンプ(オープンループ)
模式図		
説明	地中に埋設した熱交換器に不凍液等を循環させ、ヒートポンプで熱交換する	揚水した地下水をヒートポンプで熱交換し、使用した地下水は還元器で地下に戻す

地中熱の利用方法(図一2)

2 地中熱利用の手続き

- ①事前地質調査を実施する30日前までに、村長へ事前地質調査実施届出書を提出してください。
- ②地中熱利用施設の設置工事に着手する120日前までに、①で実施した事前地質調査結果報告書を添えて村長へ承認申請書を提出してください。
- ③村長は、②で申請された日から90日以内に承認または不承認の決定を行います。
- ④承認の決定を受けて地中熱利用施設が完成した際は、15日以内に村長に届出を行い、⑤適合状況の検査を受けなければなりません。

3 地中熱の利用について

- ①現に地中熱利用施設を有している方は、条例施行後(令和6年4月1日)から60日以内に村長へ届出をしてください。
- ②地中熱の承認を受けて利用された場合は、5年に1回施設の適合状況について、村長の検査が必要となります。
- ③地中熱施設の利用を廃止した場合は、現状回復し村長に届出が必要です。
- ④村長は、地下水資源の保全上、必要がある場合は地中熱を利用する者等に対して、必要な措置をとるべきことを勧告・措置命令をする場合があります、従わない場合は一時停止を命令することがあります。
- ⑤手続き申請の方法、詳細については下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

野沢温泉村役場 総務課企画財政係

〒389-2592 長野県下高井郡野沢温泉村大字豊郷 9817

電話 0269-85-3111 FAX 0269-85-3913 メール kikaku@vill.nozawaonsen.nagano.jp